

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
 に基づく所有者等の探索の対象となる地域について  
 (令和7年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
高知地方法務局	高知県高知市横浜、長浜の各一部 高知県高岡郡越知町横畠中の一部
高知地方法務局 香美支局	高知県南国市中谷、岡豊町中島、前浜の各一部
高知地方法務局 安芸支局	高知県安芸市土居の一部
高知地方法務局 四万十支局	高知県土佐清水市窪津の一部 高知県宿毛市小筑紫町都賀川、小筑紫町内外ノ浦、小筑紫町湊の各一部